

大船渡市森林整備計画

計 画 期 間 自 令和 7 年 4 月 1 日
 至 令和 17 年 3 月 31 日

岩手県 大船渡市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	…	1
1 森林整備の現状と課題	…	1
2 森林整備及び保全の基本方針	…	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	…	5
II 森林の整備に関する事項	…	6
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	…	6
1 樹種別の立木の標準伐期齢	…	6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	…	7
3 その他必要な事項	…	8
第2 造林に関する事項	…	9
1 人工造林に関する事項	…	9
2 天然更新に関する事項	…	10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	…	12
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	…	12
5 その他必要な事項	…	13
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	…	13
1 間伐の定義	…	13
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	…	13
3 保育の種類別の標準的な方法	…	14
4 その他必要な事項	…	16
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	…	16
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	…	16
2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法	…	19
3 その他必要な事項	…	20
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	…	20
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	…	20
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	…	20
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	…	21
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	…	21
5 その他必要な事項	…	21
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	…	21
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	…	21
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	…	21
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	…	22
4 その他必要な事項	…	22

第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	…	22
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	…	22
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	…	23
3 作業路網の整備に関する事項	…	23
4 その他必要な事項	…	25
第 8 その他必要な事項	…	25
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	…	25
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	…	25
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	…	26
Ⅲ 森林の保護に関する事項	…	26
第 1 鳥獣害の防止に関する事項	…	26
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	…	26
2 その他必要な事項	…	27
第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	…	27
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	…	27
2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	…	28
3 林野火災の予防の方法	…	28
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	…	28
5 その他必要な事項	…	29
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	…	29
1 保健機能森林の区域	…	29
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	…	29
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	…	29
4 その他必要な事項	…	29
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	…	29
1 森林経営計画の作成に関する事項	…	29
2 生活環境の整備に関する事項	…	30
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	…	31
4 森林の総合利用の推進に関する事項	…	31
5 住民参加による森林の整備に関する事項	…	32
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	…	32
7 その他必要な事項	…	32

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 計画の対象とする森林

大槌・気仙川地域森林計画の対象の大船渡市内の民有林とする。

(2) 位置・地形

大船渡市は岩手県の東南端に位置し、北は釜石市、住田町、西は陸前高田市に接し、東南は太平洋に面しており総面積は 32,251ha である。

(3) 自然的条件

ア 地形

五葉山を主峰とする北上山系の山並みに囲まれ、太平洋に面する側はリアス式海岸地形で湾入りと断崖状岬が交互に出現している。

イ 気象

本市は、温帯海洋性気候に属し、夏は涼しく冬は暖かい。年平均気温は 12.4℃（平成 30 年）と高く、年間降水量は 1,518.5 mm（平成 30 年）、初霜は 11 月中旬、晩霜は 4 月上旬、積雪はほとんど見られない。

ウ 地質

本地域は南部北上に属し、非変成立古生層（北上山系及び秩父系）が広く分布する。さらに花崗岩類と中生層は大船渡湾周辺に広く分布し、第 4 系は洪積が砂からなる堆積物として湾沿岸などの段丘を形成し、沖積層は盛川（立根川）中～下流域に見られる。

(4) 社会、経済的背景

本市の令和 5 年 10 月 1 日における岩手県毎月人口推計による人口は 32,453 人、平成 30 年比で、人口は 10.4%の減少となっている。また、地域産業を産業別の就業人口と総生産額から概観してみると、令和 2 年における就業人口は 17,324 人で、産業別の割合は、第 1 次産業 7.3%、第 2 次産業 27.4%、第 3 次産業 63.2%であり、これを平成 27 年と比べると、第 1 次産業の割合が 0.1 ポイント減少、第 2 次産業は 2.3 ポイント減少、第 3 次産業が 1.5 ポイント増加している。令和 3 年度の総生産額は 1,446 億円で県全体の 3.1%を占めており、その割合は、第 1 次産業 3.9%、第 2 次産業 29.7%、第 3 次産業 65.1%となっている。

(5) 森林・林業の概要と課題

本市の森林面積は、市の総面積の約 81.0%にあたる 26,132ha を占めている。森林のうち、国有林は 1,776ha、民有林は 24,356ha と大部分が民有林となっており、民有林における森林の蓄積は 7,734,254 m³となっている。民有林面積を所有形態別に見ると、私有林 16,971ha、市有林 5,023ha、県有林 2,362ha となっている。

民有林の針葉樹、広葉樹別の割合は、面積では針葉樹 52.2%、広葉樹 45.0%、蓄積では針葉樹 81.0%、広葉樹 19.0%となっており、面積、蓄積とも針葉樹の割合が高くなっている。

また、人工林、天然林別の面積を見ると、人工林 11,640ha、天然林 12,025ha で人工林率 47.8%は、県全体の 42%を上回っている。

なお、人工林の主要な樹種別割合は、面積では、スギ 68.4%、アカマツ 24.0%、蓄積では、スギ 75.2%、アカマツ 21.6%となっており、面積、蓄積ともスギが多くなっている。

林道は、令和 5 年度末までに総延長で 139km 開設され、林道密度は 1 ha 当たり 5.3 mで県平均密度の 5.8mとほぼ同等となっている。

令和 4 年次の素材生産量は 39,939m³で、県全体の 2.7%を占めている。

気仙地域においては、製材、集成材生産、プレカット加工等の木材加工施設が整備されており、素材生産から加工・流通に至る一貫した体制のもと、市場ニーズに即応した付加価値の高い製品生産に取り組んでいる。

ニホンジカによる若齢林木の食害や樹木の皮剥ぎ被害が見られ、防護ネットの設置など様々な対策がとられているが、依然として林業関係の被害が発生している。

森林病虫害については、松くい虫による被害の県内沿岸部における先端地域となっていることから、被害の北上阻止、拡大防止を図っている。カシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」被害については、平成 25 年度に初めて市内三陸町越喜来地内のナラ林において被害が確認されており、その範囲は被害面積 164ha、被害本数 831 本に及ぶ広範囲であった。現在は、市内全域に被害が拡大していることから、関係機関と連携し早期発見、早期駆除に努めている。

一方、市民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物を供給する機能はもとより、水源涵養をはじめ、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、森林の有する公益的な機能の発揮にも大きく広がっている。

これらのことから、今後地域の実態に即して、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進し、森林の持つ多面的機能を総合的に発揮させるため、県、森林所有者、林業関係団体等と一体となって林業施策を推進していく必要がある。

注) 1 単位未満を四捨五入しているため、各数値の合計の表記が一致しない場合がある。

注) 2 民有林面積 = 天然林面積 + 人工林面積 + その他(竹林など)
(24,356ha) (11,835ha) (11,524ha) (997ha)

2 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、7つの機能(水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能)を基礎的な指標とする。また、それぞれの森林が有する機能に応じて、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林制度の適切な運用、森林病虫害や野生鳥獣害による被害対策などの森林の保護等に関する取組

みを推進する。

さらに近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の望ましい姿
水源涵養機能 ^{かんよう}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

本市の森林資源は、人工林率が高く、利用可能な林齢に達した森林が増加しつつあり、今後、ますます木材供給能力が高まっていく中で、木材等の林産物として有効な活用を行いながら、適切な森林の循環を確保するための森林造成を推進していく必要がある。

また、市民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物の供給や水源涵養^{かんよう}、山地災害防

止、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化防止機能の発揮や森林の持つ生物多様性の保全への期待が高まるなど多様化している。そのため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっている。

森林の整備に当たっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育及び間伐など適切な森林施業を実施するとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など、多様な森林整備を促進する。

なお、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

適切な森林施業を推進するためには、林業関係者間の緊密な連携を図りつつ、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、作業路網の整備、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進していく必要がある。

特に本市においては、保有山林が5ha未満の小規模林家の割合が約7割を占め、個別の経営では生産効率が上がらず、収益を確保しにくい状況にある。

そのため、森林所有者に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、森林所有者等へ積極的に働きかけ、森林経営計画を立て施業の集約化を進める事業体等を育成し、長期的な施業受委託等が普及・定着するように努める。

集約化を進める事業体等に対しては、研修の開催や積極的な情報提供等、必要な指導・支援等を行い、森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案型施業等の普及を促進し、森林所有者との信頼関係を構築しながら、施業の集約化を推進していく。

イ 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。開設に当たっては、森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め、伐捨間伐から搬出間伐への転換を図っていく。

なお、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

① 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かんよう}の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進することを基本とする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備と美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、生物多様性保全機能については、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

また、保健、風致等のため適切な管理を推進する。

⑤ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の団地化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

市内の林業・木材関係者の合意形成を図りつつ、森林経営の受委託等や森林施業の共同化、林業の担い手育成、作業システムの高度化、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に促進する。

(1) 森林経営の受委託等及び森林施業の共同化の促進

森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、施業集約化に向けた長期の施業並びに経営の受委託に必要な情報の提供、森林所有者等への働きかけなどにより、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業の受委託を推進するとともに、森林経営の委託への転換を促進する。

また、効率的な森林整備や路網整備のため、森林施業の共同化を促進する。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

地域の林業の中核を担う事業体を支援し、森林経営計画の作成や低コスト化を実現できる高度な能力を有する事業体として育成強化し、事業量の安定的な確保による林業従事者の雇用の確保を図る。

(3) 作業システムの高度化の推進

傾斜等の自然的な条件や路網の整備状況、事業量のまとまり等に応じ、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、普及及び定着を促進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技能者の養成を計画的に推進する。

(4) 流通・加工体制の整備

森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的な取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給能力の向上により、需要者のニーズに適確かつ安定的に供給できる体制の整備に努める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域の主要樹種別の標準的立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採林齢及び森林の構成等を勘案して次のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、当該林齢に達した森林の伐採を促すものではなく、実際の伐採期齢は、各森林所有者がそれぞれの経営目標等に基づいて決定するものである。

地 域	樹 種				
	スギ・ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	40 年	40 年	35 年	45 年	25 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること。）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す（３）又は（４）によるものとする。

また、主伐の際は、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

- (1) 森林を伐採する際には、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため１箇所当たりの伐採面積を現地の地形等の状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

- (2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに２m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

- (3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないよう適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実と見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新が確実と見込まれる森林やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うものとする。

また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区の形状母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から３月の間に伐採するものとする。

- (4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造と

なるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹 種	主伐時期の 目安（年）	伐区の設定方法等
択 伐	単木択伐作業	スギ・ヒノキ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	80 以上 80 以上 70 以上 100 以上	伐採率は 30%以下
	群状択伐作業	スギ・ヒノキ アカマツ カラマツ	80 以上 80 以上 70 以上	1 伐区 20m×20mで 4 箇所／ha 程度以内
	带状択伐作業	スギ・ヒノキ アカマツ カラマツ	80 以上 80 以上 70 以上	伐採幅は高木の樹高 程度以内
皆 伐	長伐期作業	スギ・ヒノキ アカマツ カラマツ ケヤキその他有用広葉樹	80 以上 80 以上 70 以上 100 以上	伐区の大きさは、土 砂の崩壊、流出に伴 い下流域に被害を及 ぼすおそれがない程 度とする。
	短・中伐期作業	スギ・ヒノキ アカマツ カラマツ ナラ類	45～60 45～60 40～55 25～30	

(6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

3 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

(2) アカマツの伐採に当たっては、岩手県が定めた「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針（平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号）」に従い、施業を実施すべきものとする。
ただし、やむを得ず伐採する場合は、林業普及指導員の指示を受ける。

(3) 三陸町地区において、ナラ枯れの原因となるカシノナガキクイムシの発生がみられた後、市内全域に被害が拡大していることから、ナラ枯れの被害木については防除、駆除について県の指導のもと実施する。

(4) 将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や利用間伐の促進」、「効率的な施業の促進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・利用間伐への移行を図るものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種について、立地条件、既往の造林地の育成状況及び林産物の需要動向を勘案の上、適地適木を旨として次のとおりとする。

なお、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めるものとする。

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

注) 1 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1 ha当たりの標準的な植栽本数の目安を次のとおりとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ ヒノキ	疎	1,000	
	中	3,000	
	密	4,000	
アカマツ	疎	2,800	
	中	4,000	
	密	5,000	
カラマツ	疎	1,000	
	中	2,500	
	密	3,000	

注) 1 複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるよう配慮する。

注) 2 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の立地条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うものとする。 なお、地ごしらえの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定するものとする。
植付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うものとする。
植栽の時期	原則として樹木が生長を始める前の4月上旬から5月中旬に行うものとする。ただし、スギについては、梅雨時期でも差し支えない。 秋植えを行う場合には、落葉から降霜期までに植付けが終わるように留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、次のとおりとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

(4) 花粉の少ないスギ品種の導入

花粉発生源の加速化を図るため、スギの人工造林に当たっては、花粉の少ない苗木の導入を促進するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等は、県が定めた「天然更新完了基準(技術指針)」(平成20年4月23日付け森整第91号)によるものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）
ぼう芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法について、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定める。

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さは、30cm以上とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数 (本/ha)
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）	6,500

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合、ぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後4～7年目頃）に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新完了の判断基準は、林地全域（概ね6割以上）に、将来樹冠を形成する高木性の樹種で、樹高が概ね30cm以上の後継樹の密度が、2,000本/ha以上発生している状態とする。

$$2,000 \text{ 本/ha} \div 6,500 \text{ 本/ha} \times 3 / 10$$

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の有する多面的機能を維持するため、主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、下記基準を全て満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとする。

ア 現況が針葉樹人工林である森林

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在しない森林

ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

エ 気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により伐採後も木本類の進入が期待できない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(2)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおりとする。

最大立木本数（本/ha）	備考
6,500	

最大立木本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が更新すべき本数である。

$$2,000 \text{ 本/ha} \div 6,500 \text{ 本/ha} \times 3 / 10$$

5 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (2) 針葉樹人工林の資源の保続、齢級構成の平準化に向け適地適木を基本としながら再造林を積極的に促進するものとする。
なお、近年需要が高まり、将来の資源の枯渇が懸念されるカラマツについては、造林を奨励し資源の確保を図るものとする。
- (3) 人工造林及びその後の保育・間伐コストの低減を図るため、植栽に当たっては低密度の植栽について検討するものとする。
また、伐採と再造林との一連作業の実施にあたっては、コンテナ苗の導入の検討やその他の保育作業の省力化を進めるなど、造林コストの低減に向けた取組みを促進するものとする。
- (4) アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を奨励するものとする。
- (5) 製紙用チップやシイタケ、木炭の原木供給を行っている広葉樹の天然更新は、適期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うことをいう。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法について、標準的な森林の立地条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。また、高齢級の森林にお

ける間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法	備 考
			初回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目		
スギ ヒノキ	中仕立て	3,000	19	25	33	46		間伐率 30%前後から 35%前後	
アカマツ	中仕立て	4,000	17	21	27	36	51		
カラマツ	中仕立て	2,500	16	21	29	48			

(1) 間伐方法

間伐は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。間伐率は上記の表のとおりとし、森林の現況、収穫予想との関連等を考慮しながら岩手県民有林林分密度管理図の収量比数を参考に活用する。

上記の表は、一般生産を目的としたものであるもので地位の良否、成立本数の多少、生産目標等により時期、回数、間伐率の調整を図る。

また、樹種、目的により、上層間伐、下層間伐、樹間間伐、作業の効率化や伐採や搬出に都合がよい機械的間伐（列状間伐）等の選択をする。

間伐木の選定は、生産目標に従い決定するものとし、林分構造の適正化が図られるよう形質不良木等に偏ることなく行う。

なお、急激な環境変化を防止するため、林縁部の林木を残すなどの措置を講ずる。

(2) その他の事項

ア 伐期齢に達した森林では、径級分布、林分密度から高齢級間伐についても検討する。

イ 作業道等の基盤整備、公共事業等においては、間伐木の有効利用を図る。

3 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法について、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

(1) 下刈

保育の 種 類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数						標準的な方法	備考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年		
下 刈	ス ギ ヒ ノ キ	回数 1	回数 1	回数 1	回数 1	回数 1	回数	下刈は、造林木の高さが雑草木の丈の概ね 1.5 倍程度になるまで行う。実施期間は、造林木の成長が最盛期となる直前とし、概ね 7 月～8 月頃を目途とする。	
	アカマツ	1	1	1	1	1			
	カラマツ	1	1	1	1	1			
	ブ ナ	1	1	1	1	1			

(2) つる切

保育の 種 類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数							標準的な方法	備考
		6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年		
つる切	ス ギ ヒ ノ キ	回数	回数 1	回数	回数	回数	回数 1	回数	下刈終了後、つる類の繁茂が著しいところにおいて実施し、実施時期は 9 月～10 月頃を目途とする。	
	アカマツ	1				1				
	カラマツ	1				1				

(3) 除 伐

保育の 種 類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数									標準的な方法	備考
		7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年		
除 伐	ス ギ ヒ ノ キ	回数	回数 1	回数	回数	回数	回数	回数 1	回数	回数	林分が閉鎖を始める段階で造林木の成長を阻害している侵入広葉樹等の除去を行う。なお、自然状況によって方法を考慮する。実施時期は 10 月～12 月頃を目途とする。	
	アカマツ	1								1		
	カラマツ		1							1		

(4) 枝 打

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数							標準的な方法	備考
		10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年		
枝 打	ス ギ ヒ ノ キ	回数	回数 1	回数	回数	回数	回数	回数 1	林分が閉鎖を始める段階又は、除伐終了後 2 年～3 年を目安に実施し、実施時期は 12 月～3 月頃を目途とする。	

なお、標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法を定める。

4 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (2) 平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満（4 齢級～標準伐期齢）では 10 年、標準伐期齢以上（標準伐期齢～11 齢級）では 15 年とすることとし、これに基づいて選出された「計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林」の所在等は、参考資料(5)のとおりとする。
- (3) 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、溪流敷きに放置しないなど、災害の防止に努めるものとする。
- (4) 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の定着を図る。
- (5) 猛禽類の生息が確認されている地域においては、列状間伐を導入するなど生息環境の確保に配慮する。
- (6) 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、未利用間伐材の利用促進に努める。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持増進森林」とする。）
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする。）
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」とする。）
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健文化機能維持増進森林」とする。）
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」とする。）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

岩手県における森林の機能区分は、「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」が「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」が「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林^{かんよう}」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」が「資源循環利用森林（循環の森）」となる。

(1) 水源涵養機能維持増進森林^{かんよう}

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能^{かんよう}が高い森林当該森林の区域を別表1（1）により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2により定める。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	スギ・ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	50 年	50 年	45 年	55 年	35 年

(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林^{かんよう}その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等とし、当該森林の区域を別表１（２）により定める。

② 快適環境形成機能維持増進森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等とし、当該森林の区域を別表１（３）により定める。

③ 保健文化機能維持増進森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等とし、当該森林の区域を別表１（４）により定める。

イ 施業の方法

上記アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行う。

上記アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。

上記アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

上記アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢の概ね２倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、上記アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表２により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	スギ・ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	80 年	80 年	70 年	90 年	50 年

2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が低い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林等とし、当該森林の区域を別表 1（5）のとおり定める。

この際、区域内において上記 1 の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、当該森林の区域を別表 1（6）により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積（ha）
(1) 水源涵養機能維持増進森林 県土水源保全森林（ほぜんの森）	別紙 1 のとおり	22,715.35
(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 県土水源保全森林（ほぜんの森）	別紙 2 のとおり	1,156.38
(3) 快適環境形成機能維持増進森林 生活環境保全森林（ふれあいの森）	別紙 3 のとおり	229.61
(4) 保健文化機能維持増進森林 生態系保全森林（悠久の森）	別紙 4 のとおり	202.40
(5) 木材等生産機能維持増進森林 資源循環利用森林（循環の森）	別紙 5 のとおり	11,525.49
(6) (5)のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	—

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
(1)伐期の延長を推進すべき森林		別紙 1 のとおり	22,715.35
複層林施業を推進すべき森林	(3)複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	—
	(2)択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
(4)長伐期施業を推進すべき森林		別紙 2 ～ 4 のとおり	1,588.39
(5)特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林の有する公益的機能の維持増進に資するため、緑化活動その他の森林の整備保全を目的として活動する特定非営利活動法人等に対して、積極的にフィールド等の情報提供を行い、法第 10 条の 11 に規定する施業実施協定の締結による森林施業への参加を促進し、多様な主体による森林づくり活動の促進を図るものとする。

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の高齢化や木材価格の低迷による経営意欲の減退等により、自ら森林の管理・施業を実施する森林所有者が減少しており、また所有する山林規模が零細な林家が多いため、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが難しい現状にある。

そのため、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業や森林経営の委託を推進し、面的なまとまりを持って計画的に行う路網整備や施業の集約化によって効率的な施業が実施できるよう、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

長期の施業の受委託等森林の経営の受委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示

した提案型施業の普及及び定着を促進し、森林所有者に対する働きかけを行うとともに、意欲ある林業事業体の育成と森林の経営の受託等による集約化に必要な情報の提供に努める。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が、森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにするよう留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

不在村森林所有者について十分に情報把握を行うとともに、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、施業の実施と集約化の確保に努める。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当市の森林所有者の大半が小規模所有林家であり、加えて長引く木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により山林経営に対する意欲が年々低下し、森林施業の遅れなどが見受けられるようになってきている。

木材価格が大きく上昇することは期待できない中、林業所得を向上させ、個々の経営意欲を高めるためには、一括した効率的な施業により生産性の向上を図ることが不可欠であり、森林施業の実施に関する協定の締結等により森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業実施協定の締結等による森林施業の共同化を促進するためには、地域の自然的・社会的条件や森林所有者の意向を的確に把握しながら、森林所有者間の調整や指導援助を行うとともに、不在村森林所有者に対しても施業実施に関する普及啓発活動を強化し、地域ごとの一体的な森林施業の実施に対する合意形成を図る必要がある。

この推進に当たり、森林組合の果たすべき役割は大きく、地域内の情報収集や積極的な施業提案による働きかけを行い、施業の共同委託を主体として効率的な施業の実施に努めていく必要がある。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的な施業の実施に必要な施設等の設置及び維持管理の方法並びに利用に関して必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じて、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同施業委託等、施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- (3) 共同施業実施者の一部が、施業の共同化について明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ個々の果たすべき責務等を合意により明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、Iの2に定める「森林整備及び保全の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等、地域の特性に応じて環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設に当たっては、森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めるものとする。

路網開設の際には、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安とし、林道、林業専用道及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じて適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化など、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえた上で、地域の将来を見据えた整備を推進する。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指す。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路 網 密 度	
			基 幹 路 網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	110 以上	30 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	85 以上	23 以上
	架線系作業システム	25 以上	23 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	60 〈50〉 以上	16 以上
	架線系作業システム	20 〈15〉 以上	16 以上
急 峻 地 (35° ～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注) 1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

注) 2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注) 3 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注) 4 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図 番号	備考
赤崎町字後ノ入地内他	786	指定林道 赤崎線	2,000	1	
三陸町吉浜字平根地内他	365	指定林道 平根線	800	2	
三陸町越喜来字西甫嶺地内他	306	指定林道 甫嶺線	1,200	3	
三陸町越喜来字烏頭地内他	732	指定林道 大塩線	7,000	4	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）、岩手県林業専用道作設指針（平成23年11月21日付け森保第872号）に則り適切な規格・構造の路網の整備を進める。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及 び箇所 数 (km)	利用区 域面積 (ha)	うち 前半 5年 分	対 図 番 号	備考
開 設	自動車道	指定 林道	三陸町吉浜字平根 地内他	平根線	0.80	365	○	2	
			三陸町越喜来字西 甫嶺地内他	甫嶺線	0.60	306	○	3	
					0.60		—		
開設計				2 路線	2.00				
拡 張	改 良	指定 林道	赤崎町字後ノ入地 内他	赤崎線	1.00	786	○	1	
					1.00		—		
	舗 装		三陸町越喜来字烏 頭地内他	大塩線	3.50	732	○	4	
					3.50		—		
拡張計				2 路線	9.00				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備するため、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日付け森整第27号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおり。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用するものであることから、対象区域で実施する森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所に効果的に作設する必要がある。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

- ・ 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ・ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。
- ・ やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- ・ 潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく、小規模森林所有者への影響に配慮する。
- ・ 造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ・ 作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日付け森整第27号）に基づき、継続的に利用できるよう適切に管理する。

4 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保のため、技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成のための支援を行うとともに、林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等の雇用管理の改善を推進する。

また、林業事業体における事業量の安定的な確保、高性能林業機械の導入及びその活用のための林道、林業専用道及び森林作業道の路網整備等による生産性の向上と事業の合理化を図り、林業事業体の経営体質の強化を促進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

傾斜等自然的条件や路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、普及及び定着を促進する。

機械の導入にあたっては、各種補助・融資制度の活用を奨励するとともに、森林組合等の林業事業体あるいは共同利用体制を整備して共同購入を推進する。

また、現地の作業条件に応じた効率的な作業システムを展開できる技術者の養成・確保にあたっては、各種研修会・講習会への参加を積極的に支援し、技術の習得・向上に努める。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐 倒 造 材 集 材	市内全域	チェーンソー、プロセッサ	チェーンソー、フェラーバンチャ、ハーベスター、プロセッサ
		小型運材車、小型トラクター	フォワーダ、スキッド、タワーヤーダ
造 林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機、グラップル
	枝 打	チェーンソー、自動枝打機、鋸、鉋	チェーンソー、自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

東日本震災による津波被害により、市内の合板製造工場、木材チップ工場等が撤退し、主に合板素材向け等の木材の受け入れ先がなく、その流通に大きな支障をきたしている。

将来的には新たな事業体の誘致等により、林産物の流通・加工施設の整備を推進していく必要がある。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）」に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については次のとおり定める。

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	1～335	24,356

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法として、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独又は組み合わせて推進する。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、忌避剤の塗布、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内では、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認する。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に対する助言・指導等を通じた鳥獣害の防止に努める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、伐採の促進に関する指導等を行う。

ア 松くい虫被害対策

① 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。

松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松 林 機 能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、防除措置の徹底により、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
被害拡大防止森林	被害対策を緊急に行わなければ、高度公益機能森林又は未被害地域の松林に被害が拡大すると認められる森林であって、樹種転換の推進を基本としつつ、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）
地区保全森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

② 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不用木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採に当たっては、「松くい対策としてのアカマツ伐採作業指針（平成 21 年 4 月 16 日付け森整第 65 号）」に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

③ 樹種転換の実施

被害が著しく成林の見込みがない松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種への転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとする。

④ 松くい虫被害木の有効利用

被害木については、「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン（平成 29 年 8 月 28 日付け森整第 376 号）」を遵守し、積極的に破砕（チップ化）や切削処理を行い、製紙用や燃料用、合板用単板としての利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策

監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、被害木が発見された場合は、適切な方法により駆除を実施し、被害の拡大を阻止するものとする。

(2) その他

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除のため、県及び森林組合等との緊密な連携による情報共有、森林所有者からの情報提供等についての啓発を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害について、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

定期的な森林の巡視活動や消防関係機関・団体の協力を得ながら適期における山火事防止パレードやチラシの配布等による啓発活動を積極的に実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除のための火入れは、原則として薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、火入れの対象面積、防火帯の設置及び火入れに従事する人数等、「大船渡市火入条例施行規則（昭和 59 年 12 月 27 日付け規則第 13 号）」に定める方法によ

り適切に実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備 考
該当なし	

(2) その他

森林を適切に保全し、作業路網等を良好な状態で維持していくためには、森林所有者自らの巡視等による現状把握が重要であり、さらに境界の確認や保全等を含め、森林施業の適期実施に結びつくよう、森林管理活動について広く啓発していく必要がある。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（h a）						備 考
位置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高（m）	備 考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
末崎町	1～12	677.48
大船渡町・盛町	13～29	1,083.68
猪川町	30～52・154～163	2,299.23
日頃市町Ⅰ	53～61・87	1,280.23
日頃市町Ⅱ	62～71	1,032.57
日頃市町Ⅲ	72～86・88～95	1,305.18
日頃市町Ⅳ	96～124	1,577.68
立根町	125～153	1,665.49
赤崎町	164～201	2,199.79
綾里Ⅰ	202～213・234～236	1,092.95
綾里Ⅱ	214～233	834.95
綾里Ⅲ	237～250	869.00
越喜来Ⅰ	251～264	1,354.85
越喜来Ⅱ	281～289	1,257.93
越喜来Ⅲ	265～280	1,774.67
吉浜Ⅰ	290～296	730.11
吉浜Ⅱ	297～311・331～335	1,837.95
吉浜Ⅲ	312～330	1,482.09

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市内森林の多くは戦後に植栽され、これまで市有林をはじめとして保育除間伐を積極的に実施し、「気仙スギ」のブランド化を目指した良質材生産に取り組んできており、森林資源の充実により木材の大きな循環利用時期を迎えている。

一方、木材価格は長期低迷が続いているものの、平成 22 年 10 月に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行され、低層の公共建築物の木造化、内装等の木質化等の取り組みが進められており、さらに地域材を活用した木造住宅の推進や木質バイオマス資源の活用などで木材の利用拡大を推進し、川上の森林所有者・林業事業者から川下の製材工場・工務店等まで、森林事業関係者の収益と雇用を確保していくことにより、持続的な森林の整備等を通じて林業の振興を図るとともに、地域の活性化につなげていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用に当たっては、気軽にふれあえる森林の必要性がせまられており、施設と一体となった森林整備を推進していかなければならない。また、近年は森林療法が注目されている。これは、森林を総合的に利用しながら健康を増進していくセラピーであり、森林浴や森林レクリエーションに代表される。

現在の住環境は、コンクリート、アスファルトやガラス等の人工的な材質に囲まれているため、自然があふれる森林の癒し効果や健康増進等の期待が高まっており、身近で誰もが気軽にふれあえる緑の広がる森林の整備を行い、地域住民等の交流の場の拡大を図っていく。

また、きのこ等の特用林産物、各種利用施設の整備等により森林を総合的に利用する体制整備を推進する。このため、ナラ類の育成単層林施業による原木供給を目指し、特用林産物、各種利用施設の整備・拡充を推進する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位置	規模	
大船渡市森林総合利用施設 （フレアイランド尾崎岬）	赤崎町字鳥沢	管理棟 1 棟 バンガロー 7 棟 コテージ 5 棟 トイレ 3 棟 バーベキューハウス 12 棟 炊事施設 2 棟			A
森林体験交流施設 （夏虫のお湯っこ）	越喜来字小出	本館（夏虫のお湯っこ）1 棟 渡廊下			B
生活環境保全林 （夏虫山地区）	越喜来字小出	防火貯水池 1 池 遊歩道・その他 3,000m 作業施設 2 棟 森林整備一式 18ha			B

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

近年、地域住民の自然志向やライフスタイルの多様化から、森林に対する関心が高まるなか、多様なニーズに対応し、森林の総合的な利用を図るために、自然環境の維持を目的とした森林整備と各種利用施設の整備、拡充を推進する。

また、地域内の森の達人、グリーンマイスターや森林ボランティア等と意見交流を積極的に実施することにより、森林とのふれあいの場の提供を推進するとともに、森林からの林産物の供給はもとより、国土保全や水源涵養^{かんよう}、大気浄化、騒音防止など生活環境への森林のさまざまな働きを永続的に発揮させるため、森林への理解を深める機会づくりに努める。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

清らかな川の流れとともに森の豊富な栄養分を海にそそぎ、豊かな水産資源を育んでいくため、これまで住民参加による広葉樹の植樹活動に取り組んでおり、今後も森林づくりに対する理解と協力を得ながら事業を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

森林の経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しながら、意向調査を計画的に実施し、森林所有者の意向を踏まえ、経営管理権の設定を行うこととする。

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

(1) 施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業の方法について制限を受けている森林においては、当該制限に従って適切な施業を実施するものとする。

なお、当市において施業の際、考慮すべき主な制限林は以下のものが所在している。

保安林（水源かん養・土砂流出防備・土砂崩壊防備・防風・潮害防備・干害防備・魚つき・保健）、砂防指定地、国立公園特別保護地区・国立公園第一種特別地域・国立公園第二種特別地域・国立公園第三種特別地域、県立自然公園第三種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物に係る森林、急傾斜地崩壊危険区域

(2) 森林の土地の保全に関する事項

大槌・気仙川地域森林計画の定めるところによる。

(3) 流域林業の活性化

本市も構成員である大槌・気仙川流域森林・林業活性化センターを中心に、市町、林業関係者、下流の地域住民等の合意形成のもとに、川上から川下まで連携し、地域材の安定供給及び森林整備を総合的に推進する。

具体的には、計画的な木材生産を推進し、共同出荷等により出材ロットの拡大によるコストの削減を図るとともに、森林組合、製材事業所等が一体となって産地銘柄化を図るなど交流の合理化に努める。また、生産から加工・流通に至る気仙材の情報ネットワークの整備を進め、素材から製品までの総合的な供給体制を図る。

なお、管轄森林管理署との連携のもとに、国有林、民有林間の連絡調整を図り、多様な森林資源の整備及び保全を図る。

(4) 市有林の整備に関する事項

市有林の整備に当たっては、模範林となり得るよう適切な保育等の施業の実施に努めるとともに、土地条件に応じて広葉樹の植樹等にも配意し、森林の有する多面的機能が最大限発揮されるよう整備を行っていくものとする。

また、市民共有の財産であることから、森林とのふれあいや安らぎの場、森林体験活動を通じ林業への理解を深める場として積極的に活用し、管理に当たっては、市担当課をはじめ、市有林管理人等による巡視を行い適正な管理に努める。

(5) 盛土等の安全対策の適切な実施

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。